令和７年度第２回

名古屋市有地先着順売払い

申 込 案 内 書

＜申込期間＞

令和 8年 3月16日（月）から

令和 8年 9月30日（水）まで

申込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

名 古 屋 市

目 次

◇ 説明書..... P1

第 1 お申込みの前に..... P1

第 2 申込者の資格..... P3

第 3 申込み..... P5

第 4 契約の締結..... P7

第 5 売買代金の納付..... P7

第 6 所有権移転等..... P8

第 7 埋設物調査..... P9

第 8 土壌汚染..... P10

第 9 用途制限等..... P11

◇ 売払物件..... P12

位置案内図..... P13

売払物件一覧表..... P14

物件説明書、付近見取図及び詳細図..... P15

◇ 売買契約書（ひな形）..... P46

◇ 公有財産買受申込書..... P51

◇ 誓約書..... P53

◇ 承諾書..... P55

◇ 法人役員に関する調書..... P65

◇ 各種記載例..... P67

◇ 市役所位置図・交通案内図..... P75

説　　明　　書

第 1　お申込みの前に

1　この「説明書」をよくお読みください。

(1) 「説明書」には、契約内容、物件説明書など、必要なことが記載されています。

(2) 物件説明書（16ページから45ページ）の記載事項は、調査時点のものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現状と異なる場合があります。物件説明書の記載事項と現状に差異が生じている場合には現状を優先します。

2　売払物件はすべて現状引渡しです。

(1) 売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備等を含む)、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど)、樹木などを含みます。物件説明書と現状に差異が生じている場合は現状を優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿で行います。

(2) 隣地から売払物件に越境物がある場合や隣地への越境物がある場合についても、現状のままで引渡します。名古屋市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載してあります。(ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。)

(3) 売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は原則として行っていません。(市2、市 3、市 4、市 9、市10については地下埋設物調査、市1については土壌汚染調査を実施しています。）調査未実施の物件を含め、売払物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合には、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壌汚染対策が必要な場合も同様です。

(4) 守山区等を含む名古屋東部丘陵では、江戸時代から戦後にかけて亜炭の採掘が行われていましたが、売払物件については、亜炭鉱に関する調査は行っていません。亜炭鉱に関する調査や亜炭鉱跡があった場合の対応については、買受人が自己負担により行ってください。

3　隣接地との境界については以下の通りです。

(1) 隣接地との境界は確定しており、隣接地との境界標を設置しています。

(2) 隣接土地所有者との立会いは、売払物件とするまでの間に行っていますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。

(3) 境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままでの引渡しになります。

4　売買契約は実測地積で行います。

(1) 売買契約の地積は、物件説明書に記載した実測地積で行います。

(2) 所有権移転登記については、公簿地積で行います。

5　建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。

(1) 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、**あらかじめご自身で関係機関に十分確認してください。**

(2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は買受人の負担となりますので、**あらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。**

6　事前に必ず現地を確認してください。

現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。

7　契約金額及び契約者名を公表します。

契約後は、**契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。**

8　電子契約には対応していません。

名古屋市では、令和 6年 9月 2日から電子契約（インターネット上にある電子化した契約書を事業者と名古屋市がお互いに承認することで、契約を締結する方式）を導入しましたが、現状においては、市有地先着順売払いは電子契約に対応していません。

第 2　申込者の資格

1　次のいずれかに該当する方は、お申込みできません。

(1) 契約を締結する能力を有しない方

(2) 破産者で復権を得ない方

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる方

(4) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　契約者又は申込者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

ウ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

オ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

カ　アからオまでのいずれかにより参加申込みできないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(5) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方

(6) 公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の方

(7) 公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結 ）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている方

2　暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の売払い・貸付け契約についても、申込者が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、**申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。（詳しくは「第3　申込み」（ 5**

ページ）をご覧ください。）情報の提出に同意いただけない方は、申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、提出された書類等に記載された情報は、上記照会を含めた市有地売払関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年 1月28日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1　定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　　略

(2) 法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置　４(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3　申込み

申込期間	申込期間　**令和 8年 3月16日(月)から** **令和 8年 9月30日(水)まで　（必着）** ※土曜日、日曜日、祝日を除く。 申込時間　午前 8時45分から午後 5時30分まで （ 3月16日のみ午前10時00分から）
申込先	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所本庁舎 3階　　財政局　財産管理課（℡052-972-2318）
必要書類	(1) **公有財産買受申込書**（巻末に綴じ込んであります。） 連名申込の場合は、申込者欄に全ての申込者名を併記してください。 (2) **誓約書**（巻末に綴じ込んであります。） (3) **承諾書**（埋設物に係る承諾書）（市 2、市 3、市 4、市 9、市10の場合） **承諾書**（越境に係る承諾書）（市 1、市 2の場合） **承諾書**（土壌汚染に係る承諾書）（市 1の場合） **承諾書**（建築に係る承諾書）（市10の場合） いずれの承諾書も巻末に綴じこんであります。埋設物調査については9ページ、土壌汚染調査については10ページも併せてご覧ください。 (4) 〈個人の場合〉 **・住民票の写し　1通**（コピーのことではありません。） **（個人番号(マイナンバー)の記載の無いものをご使用ください。）** 〈法人の場合〉 **・現在事項全部証明書　1通** **・法人役員に関する調書**（巻末に綴じ込んであります。）　**1通** ※住民票の写し、現在事項全部証明書は発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。

注意事項	(1) 申込時間内に、同一の物件に複数の方から同時に申込みがあったときは、抽選とします。 (2) 先着順のため、すでに契約済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により申込期間途中で取り下げることもあります。 (3) **書類提出方法は、持参に限ります。電話又は郵送での申込みはできません。** (4) **申込期間以外の申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますのでご注意ください。** (5) 契約後は、**契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。**申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。 (6) **所有権移転登記をするまでの間に役員の交代や社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。** (7) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

第 4　契約の締結

1　公有財産買受申込書等の審査終了後速やかに、売却決定通知書及び売買契約書、納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて郵送します。

2　契約締結期限は、**受付日の翌日から起算して30日以内（30日目が土日祝日等の休日となる場合はその直後の平日）です。契約締結期限までに売買契約を締結しない場合は、受付を取り消します。**

※市 7、市 9については受付日の翌日から起算して30日以内に、農業委員会へ農地法第3条又は第 5条に基づき許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後30日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに許可又は届出の手続きを行わないときや期限までに売買契約を締結しないとき、もしくは許可又は届出受理が認められないことにより契約締結ができないときは、受付を取り消します。

3　売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担とします。

4　売買契約及び所有権移転登記は申込者名義で行います。

5　売買契約書（ひな形）は46ページから50ページに掲載しています。

第 5　売買代金の納付

1　売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。

（1）　売買契約の締結までに売買代金の全額を納付する方法

（2）　売買契約の締結までに売買代金の 1割相当額以上の契約保証金を納付し、契約日から20日以内に残額を納付する方法

【20日以内とは】

☞契約日の翌日が起算日です。例えば 3月12日に契約を締結する場合は 4月 1日までに売買代金を納付する必要があります。

☞20日目が土日祝休日の場合は、直後の平日までに納付する必要があります。

2　契約保証金の取扱いは次のとおりです。

（1）　契約保証金は、売買代金が納付された場合には還付し、売買代金が納期限までに納付されなかった場合は、名古屋市に帰属します。

（2）　契約保証金は、申し出により売買代金の一部に充てることができます。

（3）　還付する契約保証金には、利子を付けません。

第 6　所有権移転等

1　所有権移転

売買代金の全額が納付された時に、売払い物件の所有権を移転します。

2　引渡し

(1) 所有権の移転と同時に現状有姿で引渡しをします。

(2) 引渡し後、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見しても、契約不適合について名古屋市は責任を負いません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第 2条第 1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 2年以内は協議に応じます。

3　所有権移転登記

(1) 売買代金の全額納付を確認後、名古屋市が所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

(2) 買受人には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

住所証明書	〈個人の場合〉 **住民票の写し（個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの）　1通** 〈法人の場合〉 **現在事項全部証明書 1通** ※所有権移転登記時において、申込時に提出された上記の書類が発行後 3か月を経過しておらず、記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の領収証書	登録免許税の税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

(3) 所有権移転登記までの間に氏名や住所又は名称や所在地を変更する予定があるときは、すみやかにご連絡ください。

第 7　埋設物調査

埋設物調査（物件番号　市 2、市 3、市 4、市 9、市10）

(1) 市 2、市 3、市 4、市 9、市10の物件については、地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますので、申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。

(2) 地下埋設物及び地下埋設量は、試掘調査による推計であり、調査報告書に記載がない地下埋設物等が存在する可能性もありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。

(3) 承諾書

市 2、市 3、市 4、市 9、市10の物件を申し込む場合は、承諾書の提出が別途必要です。

承諾していただく内容は次のとおりです。

ア 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とすること。

イ 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

ウ 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(4) 売買契約書

市 2、市 3、市 4、市 9、市10の物件については、契約書に地下埋設物に係る条項が追加されます。売買契約書（46ページから50ページ）をご覧ください。

(5) その他

埋設物調査において埋設物が確認されなかった物件及び調査未実施の物件についても地下埋設物等が存在する可能性がありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。

第 8　土壌汚染調査

土壌汚染調査（物件番号　市 1）

(1)市 1の物件については、土壌汚染調査を実施しています。名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますので、申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。

(2) 承諾書

市 1の物件を申し込む場合は、承諾書の提出が別途必要です。

承諾していただく内容は次のとおりです。

ア 名古屋市が実施した土壌汚染調査報告書に記載がある土壌汚染について土壌の入換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とすること。

イ 土壌汚染調査報告書に記載がない土壌汚染が発見された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(3) 売買契約書

市 1の物件については、契約書に土壌汚染に係る条項が追加されます。売買契約書（46ページから50ページ）をご覧ください。

第 9　用途制限等

1　用途の指定

市10、市11、市12の物件については、売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 9条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。

2　用途の制限

売買契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は売買代金の 3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除する場合もあります。

(1)　禁止用途

ア　風俗営業の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業及び同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

イ　公序良俗に反する行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途

(2)　禁止期間

契約日から起算して 5年を経過する日まで

3　調査協力義務

契約条件の履行状況を把握するため、名古屋市は随時に売払物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、買受人にはこれに協力しなければなりません。

売　払　物　件

本頁以降に、位置案内図、売払物件一覧表、物件説明書を掲載しています。
物件説明書の各項目は、次の内容を記載しています。交通機関及び公共施設との距離は図上計測したものです。

<table>
<tr><td colspan="2">接面道路の幅員等</td><td colspan="2">接面道路の方位、幅員、道路の種別、舗装の有無を記載しています。
幅員は、概ね前面道路の平均的な数値です。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">法令等に基づく制限</td><td rowspan="4">都市計画法等</td><td>区　　域</td><td>市街化区域、市街化調整区域等の別を記載しています。</td></tr>
<tr><td>用途地域
建ぺい率
容 積 率</td><td>都市計画で定められた用途地域等を記載しています。
複数の指定がある場合は、すべて記載しています。</td></tr>
<tr><td>防火指定</td><td>防火地域、準防火地域の指定を記載しています。</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td>都市計画で定められた建築物の高さの最高限度又は最低限度を記載しています。</td></tr>
<tr><td>その他法制限</td><td colspan="2">上記以外の法制限がある場合を記載しています。
※緑化地域、宅地造成工事等規制区域は市街化区域が対象になりますので記載を省略しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">交通機関</td><td>鉄道</td><td>地下鉄、あおなみ線、ＪＲ、名鉄、近鉄のうち、最も近距離の鉄道駅を記載しています。</td></tr>
<tr><td>バス</td><td>最も近距離のバス停留所を記載しています。
近距離に複数ある場合は、運行本数等により主要な停留所を代表して記載しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給処理施設</td><td colspan="2">企業別に、前面道路の配管配線状況を記載しています。
「―」と記載されていても、近隣まで整備されており、引き込み可能な場合もあります。また「有」と記載されていても、使用容量等で直ちに対応できない場合もあります。
引き込みの可否、費用、工期等は各企業にご照会ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">公共施設</td><td>区役所</td><td>北、西、中川、港、守山、緑の各区には支所が置かれており、支所管内の物件については支所を記載しています。</td></tr>
<tr><td>小学校
中学校</td><td>物件の属する学区の学校を記載しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考事項</td><td colspan="2">各物件の、特記すべき事項を記載しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当課</td><td colspan="2">お問い合わせ窓口を記載しています。</td></tr>
</table>

お申し込みの前には、必ず現地及び諸規制について調査確認ください。

位　置　案　内　図

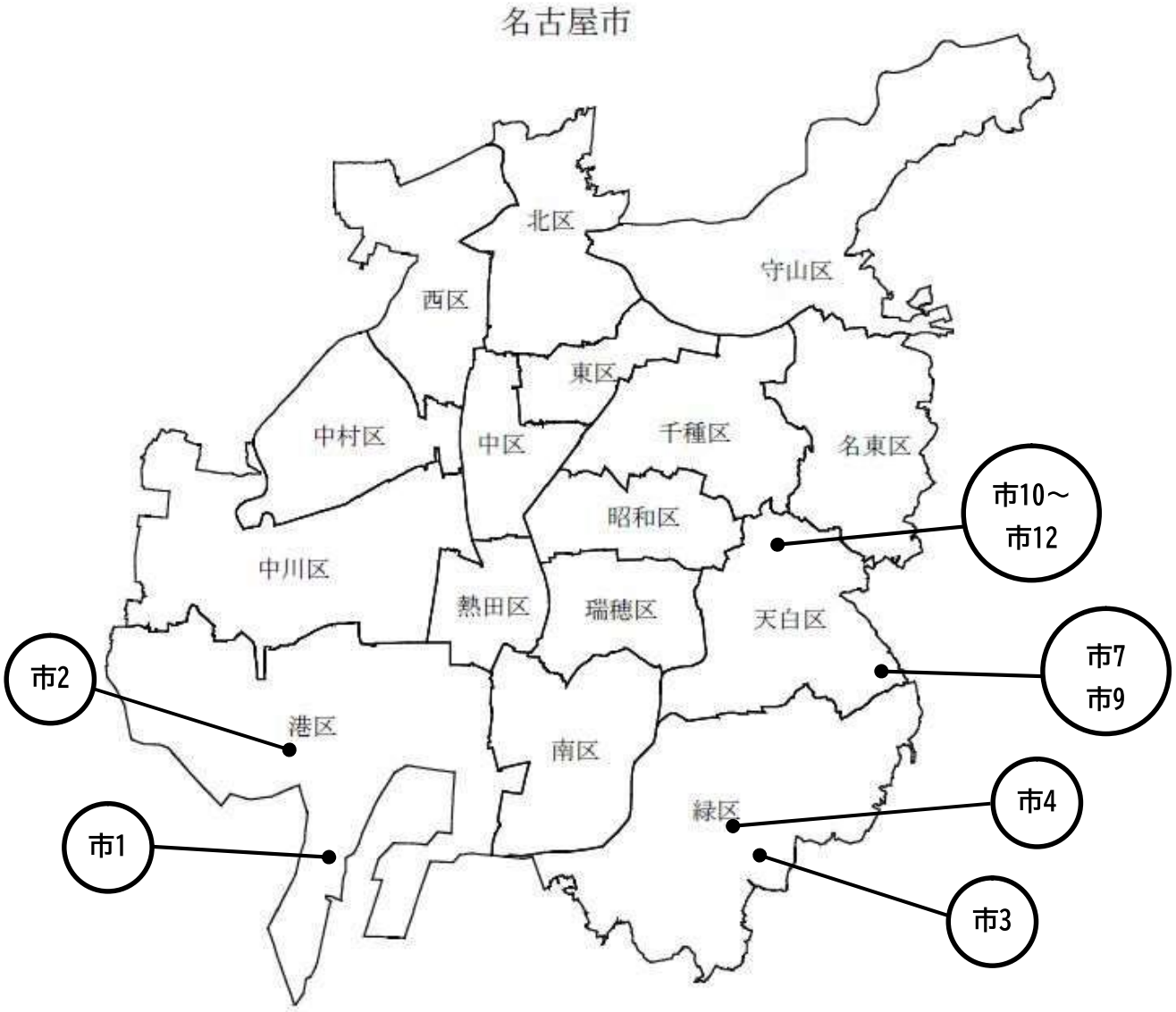
名古屋市
北区
守山区
西区
東区
中村区
中区
千種区
名東区
昭和区
中川区
熱田区
瑞穂区
天白区
港区
南区
緑区
市1
市2
市3
市4
市7
市9
市10～
市12

売 払 物 件 一 覧 表

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）	※1 地積（坪）	売却価格（円）
市 1 ※2	港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410.18	124.07	16,694,326
市 2	港区多加良浦町三丁目34番1、35番1、35番2、35番3、35番4	宅地	365.39	110.53	26,161,924
市 3	緑区有松南106番1、107番、108番1	宅地	573.88	173.59	48,492,860
市 4	緑区太子二丁目216番	宅地	166.37	50.32	23,624,540
市 7	天白区天白町大字平針字荒池下7番60、7番61、7番152、7番174、7番360	畑 宅地 山林	1,648.00	498.52	122,281,600
市 9	天白区天白町大字平針字大根ケ越220番1	畑	763.58	230.98	90,607,167
市10	天白区天白町大字八事字山田24番316、24番365、24番375	山林	346.22	104.73	9,451,806
市11	天白区天白町大字八事字山田24番514	山林	472.02	142.78	34,551,864
市12	天白区天白町大字八事字山田24番535	山林	180.17	54.50	9,098,585

※1　地積（坪）数値は、地積（㎡）数値に 0.3025 を乗じた値の小数第 3 位以下を切り捨てたものです。

※2　北側隣接地については、名古屋港管理組合が令和8年3月1日時点で先着順売払いを実施中です。

詳細については、19ページをご確認ください。

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市1	港区稲永五丁目 29番3 30番3 52番1 1010番1	用悪水路 公衆用道路 公衆用道路 田	93 74 50 192 計410	15 30 34 39 18	16,694,326

接面道路の幅員等		南東側で幅員約5.5ｍの市道（舗装済） 南西側で幅員約12.8ｍの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種住居地域		
		建ぺい率	60％	容 積 率	200％
		防火指定	準防火地域	高度地区	31ｍ高度地区
	その他法制限	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内（要安全配慮区域）、 第2種臨海部防災区域			
交通機関		鉄道	あおなみ線	「野跡」駅より北方へ	約1.3km
		バス	市営バス	「西稲永」停留所よりに西方へ	約0.3km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電　気	前面道路配線　有		中部電力パワーグリッド㈱　港営業所	0120-929-309
	ガ　ス	前面道路配管　有		東邦ガスネットワーク㈱	0570-010104
	上水道	前面道路配管　有		名古屋市上下水道局　西部営業センター	052-352-2511
	下水道	前面道路配管　有		名古屋市上下水道局　西部営業センター	052-352-2511
公共施設		港区役所		物件の北東方へ	約4.5km
		稲永小学校		物件の北東方へ	約0.7km
		港南中学校		物件の北東方へ	約1.2km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積は409㎡です。
・木柵、土壌汚染等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・本地は、土壌汚染状況調査を実施しています。名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。また、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。（指定内容につきましては名古屋市公式ウェブサイトで台帳を公開していますのでご確認ください。）
土地の形質を変更する場合には、環境局地域環境対策課（℡052-972-2677）にお問い合わせのうえ、買受者がご自身の負担において必要な対策を行ってください。
・本地南東側の接面道路に中部電力パワーグリッド㈱の電柱及びＮＴＴ㈱の電柱が、南西側の接面道路に中部電力パワーグリッド（株）の電柱があり、当該電柱からの

参考事項	電線が空中越境しています。いずれも設置者との移設協議は行っていません。 ・本地南東側の道路及び南側の街園通路のＬ字側溝の一部、並びに本地南西側の道路の境界ブロックの一部が本地に越境しています。本件については別途承諾書を提出する必要があります。
担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉

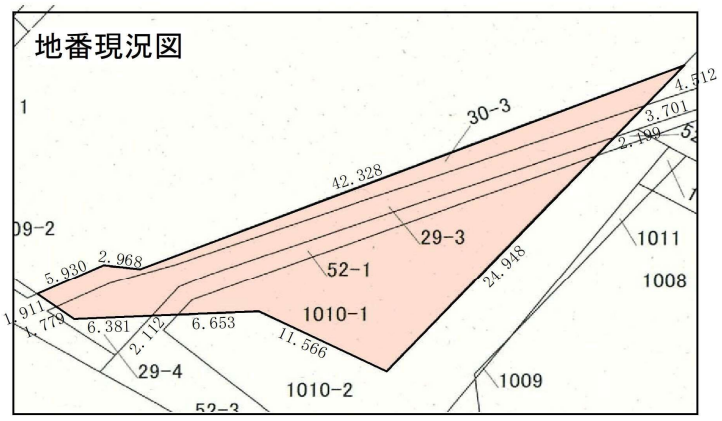
地番現況図
30-3
42.328
29-3
52-1
1010-1
1010-2
29-4
1011
1008
1009
24.948
11.566
6.653
6.381
2.112
5.930
2.968
1.911
1.779
4.512
3.701
2.199

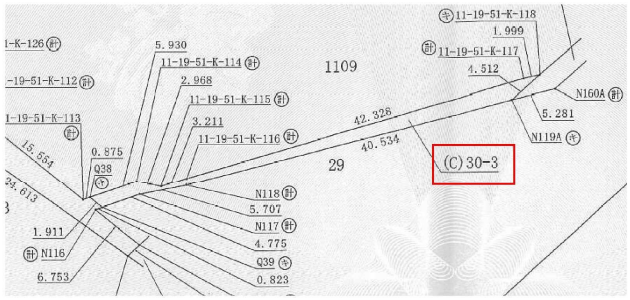
(C) 30-3
1109
29
42.328
40.534
5.930
2.968
3.211
0.875
Q38
1.911
6.753
5.707
4.775
Q39
0.823
N118
N117
N116
N160A
N119A
1.999
4.512
5.281
11-19-51-K-118
11-19-51-K-117
11-19-51-K-114
11-19-51-K-115
11-19-51-K-116

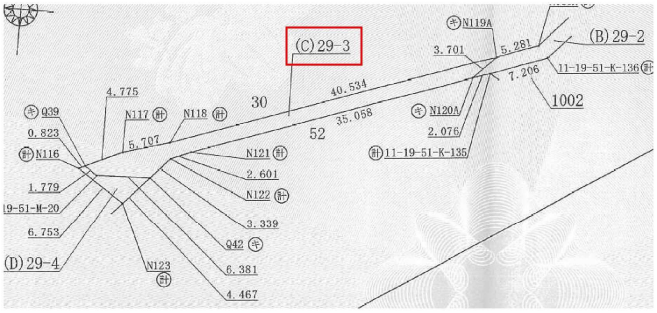
(C) 29-3
(B) 29-2
(D) 29-4
30
52
40.534
35.058
1002
N119A
3.701
5.281
7.206
11-19-51-K-136
N120A
2.076
11-19-51-K-135
4.775
N117
N118
Q39
0.823
N116
5.707
N121
2.601
N122
3.339
Q42
6.381
4.467
N123
1.779
6.753

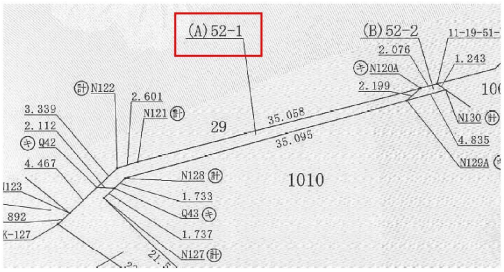
(A) 52-1
(B) 52-2
29
1010
35.058
35.095
N122
2.601
N121
3.339
2.112
Q42
4.467
N128
1.733
Q43
1.737
N127
2.076
N120A
2.199
1.243
N130
4.835
N129A

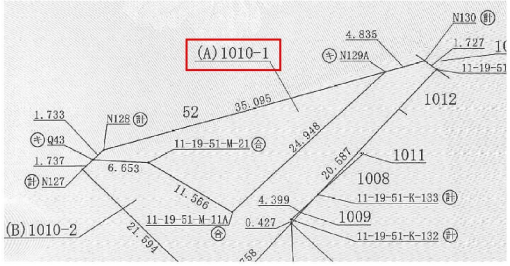
(A) 1010-1
(B) 1010-2
52
35.095
24.948
1012
1011
1008
1009
N130
4.835
N129A
1.727
1.733
N128
Q43
1.737
N127
6.653
11-19-51-M-21
11.566
11-19-51-M-11A
21.594
20.587
4.399
0.427
11-19-51-K-133
11-19-51-K-132

〈参考〉

市1「港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1」の北側隣接地（港区稲永五丁目1109番1）は名古屋港管理組合が所有している土地になります。
物件の詳細や購入方法は、名古屋港管理組合財産公有地（稲永五丁目）先着順売払い申し込み案内書をご覧ください。

お問い合わせ先：名古屋港管理組合　港営部　管財課　℡052-654-7895

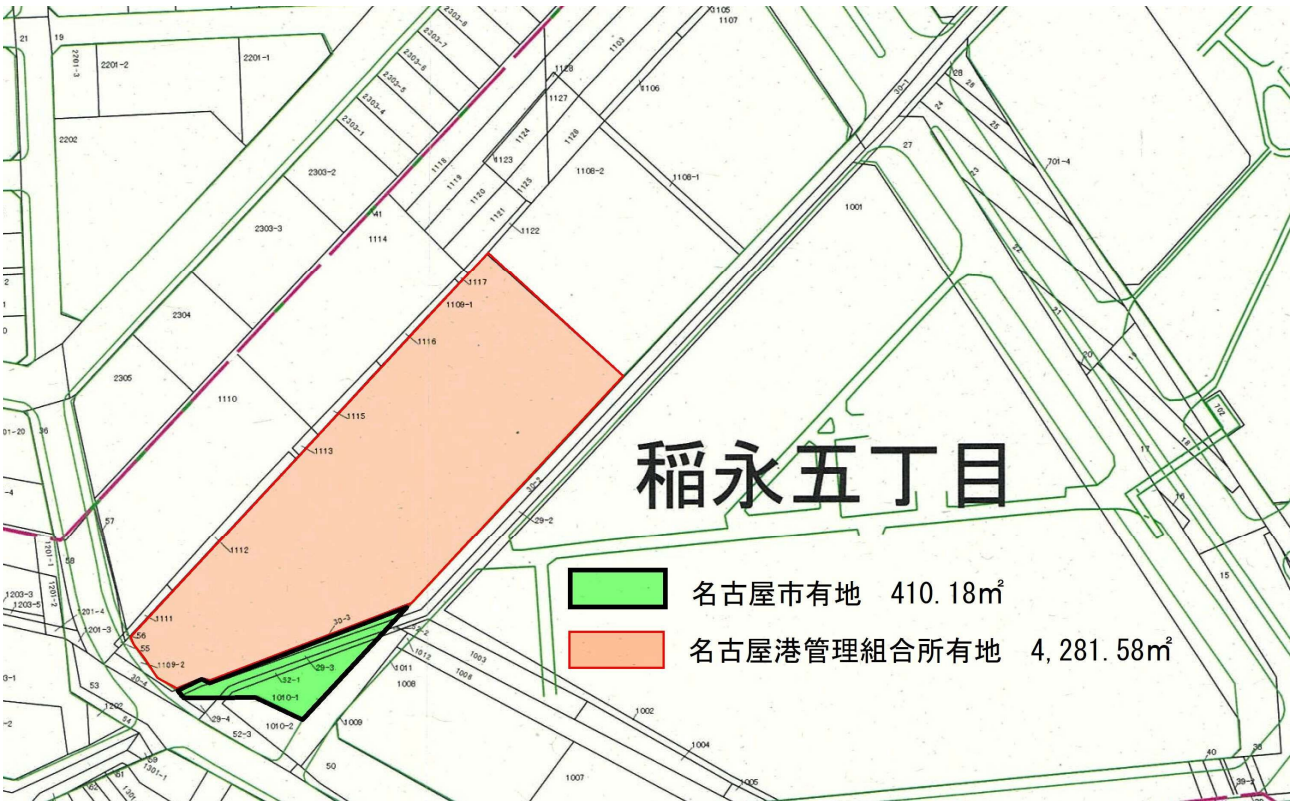

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市２	港区多加良浦町三丁目 34番1 35番1 35番2 35番3 35番4	 宅地 宅地 宅地 宅地 宅地	 79 62 70 74 78 計 365	 25 86 63 12 53 39	26,161,924

接面道路の幅員等		北側で幅員約5.5ｍの市道（舗装済） 東側で幅員約19.5ｍの市道（舗装済） 南側の側道で幅員約6.2ｍの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種住居地域		
		建ぺい率	60％	容 積 率	200％
		防火指定	準防火地域	高度地区	31ｍ高度地区
	その他法制限	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内（要安全配慮区域）、 第 3種臨海部防災区域			
交通機関		鉄道	あおなみ線	「荒子川公園」駅より西方へ	約 1.9km
		バス	市営バス	「惟信高校」停留所より南方へ	約 0.2km

供給処理施設	配管等の状況	照会先・電話番号		
電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド㈱	港営業所	0120-929-309
ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク㈱		0570-010104
上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局	西部営業センター	052-352-2511
下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局	西部営業センター	052-352-2511

公共施設			
港区役所	物件の西方へ	約 3.7km
神宮寺小学校	物件の南方へ	約 0.7km
宝神中学校	物件の南東方へ	約 1.9km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。
・フェンス、フェンス基礎、樹木、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・本地に存するフェンス及びフェンス基礎の一部が西側隣接地（34番 2）に越境しています。本地を使用する際には、当該フェンス及びフェンス基礎を撤去し、越境を解消していただきます。なお、隣地所有者と当該フェンス及びフェンス基礎の撤去について協議が必要となります。（契約書に特約条項を設けています。）
・本地北側道路のＬ字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が本地に越境しています。本件については別途承諾書を提出する必要があります。
・本地北側の接面道路にＮＴＴ㈱の電柱が、南側の接面道路にＮＴＴ㈱の電柱及び道路標識があります。いずれも設置者との移設協議は行っていません。

参考事項	・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・平成12年、平成20年、平成21年の豪雨等浸水区域に含まれます。（名古屋市水防計画付図による）
担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉


ベルメゾン大山
多加良浦町2
惟信高
惟信保育園
西尾治療院
はっとり耳鼻咽喉科
シャトーラ・メール
HAIRSTUDIOAqua
河合商店
葛兵衛通2
南建設
メゾン惟信
西川町4
弁天堂
市 2
葛兵衛通二丁目南
書世書道学院
kindハウス
神谷建具店
ライオンズガーデン惟信町
愛機公民館
服部内科・小児科医院
葛兵衛通三
惟信第一公園
フレール
(C)2023ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

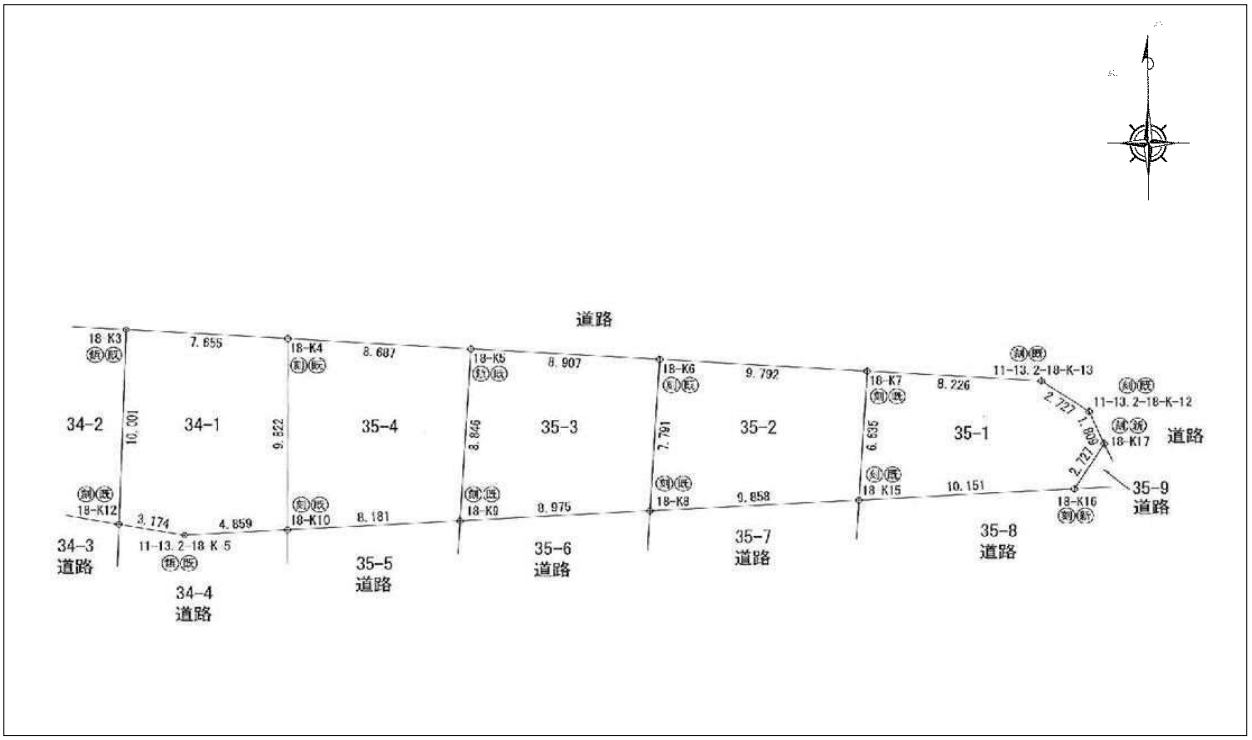
道路
34-2
34-1
35-4
35-3
35-2
35-1
35-9
道路
34-3
道路
34-4
道路
35-5
道路
35-6
道路
35-7
道路
35-8
道路

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市３	緑区有松南 106番1 107番 108番1	 宅地 宅地 宅地	 193 200 180 計 573	 40 16 32 88	48,492,860

接面道路の幅員等		北東側で約26mの国道（舗装済） 東側で約9.0mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
		防火指定	準防火地域	高度地区	絶対高31m高度地区
	その他法制限	大規模集客施設制限地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	名鉄名古屋本線　「有松」駅より南西方へ		約0.6km
		バス	市営バス　「有松中町」より至近		

供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号	
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド(株)　緑営業所	0120-929-476
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター	052-899-5155

公共施設			
	緑区役所	物件の西方へ	約1.8km
	有松小学校	物件の東方へ	約0.4km
	有松中学校	物件の南東方へ	約0.4km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。
・アスファルト舗装、ガードフェンスと単管パイプ、アルミ製フェンス、雨水管・雨水桝、汚水管・汚水桝、上水管、ブルーシート、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・本地東側に既製コンクリート擁壁が、南側と西側にコンクリート擁壁があります。いずれも強度確認は行っていません。
・本地東側の歩道に道路標識があります。設置者との移設協議は行っていません。
・南側隣接地（109番）の竹垣風目隠しフェンスの一部が本地に越境しています。越境については隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。
・本地の排水管が西側隣接地（水路）に越境しています。排水管、排水については緑政土木局河川管理課に水路等使用許可を受けています。引き続き排水管を使用する場合は権利譲渡申請の手続きが、排水管を使用されない場合は廃止届の提出が必要となります。詳細については、緑政土木局河川管理課（℡052-972-2882）にお問い合わせください。
・乗入れはありません。乗入れの設置を行う場合は、買受者ご自身負担で行ってください。

	・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・平成12年度の豪雨等浸水区域に含まれます。（名古屋市水防計画付図による）
担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物 件 説 明 書

〈付近見取図〉



〈詳細図〉

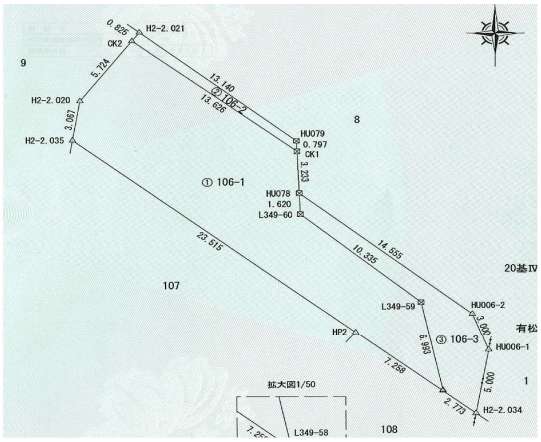

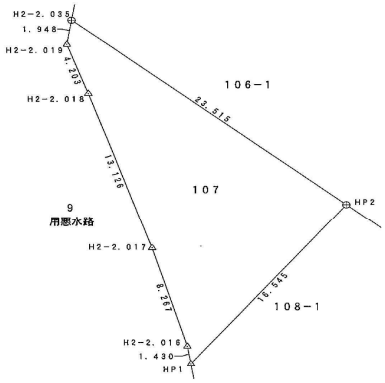

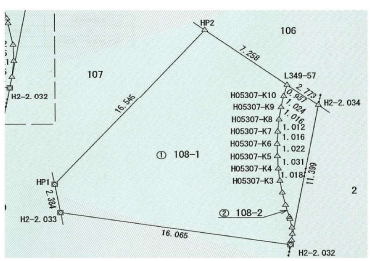

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市４	緑区太子二丁目216番	宅地	166	37	23,624,540

接面道路の幅員等		北側で幅員約6.5mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	80%
		防火指定	―	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	外壁後退距離1.0m、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	名鉄名古屋本線　「有松」駅より東方へ		約1.0km
		バス	市営バス　「太子北」停留所より南東方へ		約0.2km
供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド(株)　緑営業所		0120-929-476
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク(株)		0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
公共施設		緑区役所	物件の西方へ		約2.9km
		太子小学校	物件の南西方へ		約0.1km
		東陵中学校	物件の北西方へ		約1.3km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。
・間知石積擁壁、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・間知石積擁壁の強度確認は行っていません。
・間知石積擁壁の一部が西側隣接地（215番）に越境しています。隣接地に対する越境については、隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。
・東側隣接地(217番)のコンクリートブロック塀の基礎の一部が本地に越境しています。本地に対する越境については、隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。
・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。

担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉


市 4
東陵中
有松わたや歯科クリニック
デュオヒルズ有松
Fam
コーポ五葉
米塚
237
太子コミュニティセンター
ヒクトリアハウス
東丘小
外科クリニック
有松駅
清澄院
コーポ小西
太子歯科医院
名古屋有松局
山中歯科医院
太子小
緑区境松地区集会所
有松
有松中
たいし保育園
ケイズCorp.
高根
大将ヶ根
太子3
コーポくす
秋葉神社
ドラッグユタカ
元寺
リーデンススクエアサ・シーズ
横井歯科医院
有松町大字桶狭間
中京競馬場前駅
武路町
桜花学園大
(C)2024ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

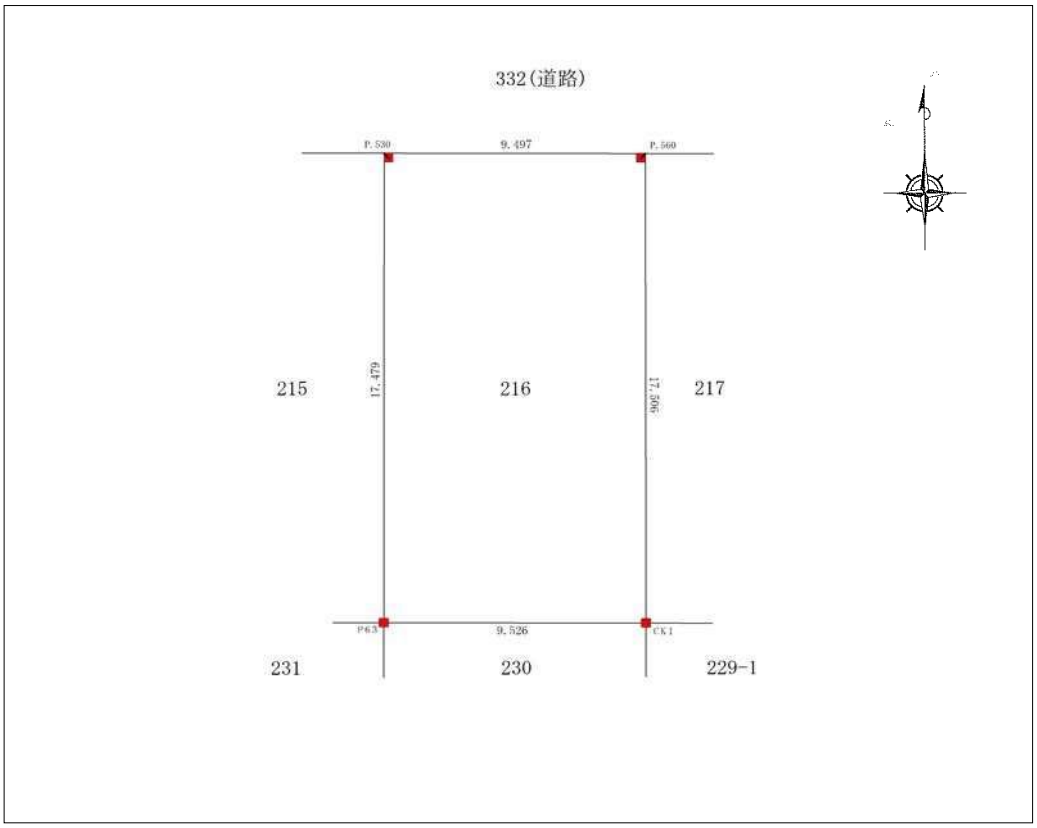
332(道路)
P. 530
9. 497
P. 560
215
17. 479
216
907. 27
217
P63
9. 526
CK1
231
230
229-1

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）	売却価格（円）
市 7	天白区天白町大字平針 字荒池下 7番60 7番61 7番152 7番174 7番360	 畑 畑 宅地 宅地 山林	 158 94 967 27 218 67 256 98 46 14 計 1,648 00	122,281,600

接面道路の幅員等		東側で幅員約6.0mの市道（舗装済） 南東側で幅員約4.9mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	外壁後退距離1.5m、第 1種風致地区、都市機能誘導区域外、 居住誘導区域外			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線　「赤池」駅より南方へ		約 1.2km
		バス	市営バス　「荒池緑地」停留所より北東方へ		約 0.4km
供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド(株)　天白営業所		0120-929-479
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク(株)		0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の西方へ		約 4.5km
		平針小学校	物件の北西方へ		約 1.4km
		平針中学校	物件の西方へ		約 1.7km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積は1,646.65㎡です。
・木柵、樹木等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・本地北側の道路は私道であり、建築基準法の道路には該当しません。
・本地北西側隣接地（ 7番 153）の木造平屋建の屋根の一部及びタタキの一部が本地に越境しています。また、本地北東側隣接地（ 7番 138、 7番 139）の側溝の一部が本地に越境しています。越境については、それぞれの所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。
・本地東側の接面道路に中部電力パワーグリッド㈱の電柱及び道路標識があります。いずれも設置者との移設協議は行っていません。
・南東側の接面道路に街路灯があります。移設希望の場合は、買受者ご自身の負担において行ってください。詳細については、天白土木事務所（℡052-803-6644）にお問い合わせください。
・ 7番 152の東側隣接地の宗教法人の施設にて、護摩行が行われることがあり、風向き等によっては、当該地に煙が入ることがあります。

参考事項	・ 7番60及び 7番61の土地は、登記地目が畑のため売買契約締結前に農地法第 3条の規定による許可または農地法第 5条の規定による届出の受理が必要です。詳細については、名古屋市農業委員会事務局 東部・緑農政課（℡052-625-3932）にお問い合わせください。
担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物 件 説 明 書

〈付近見取図〉



〈詳細図〉

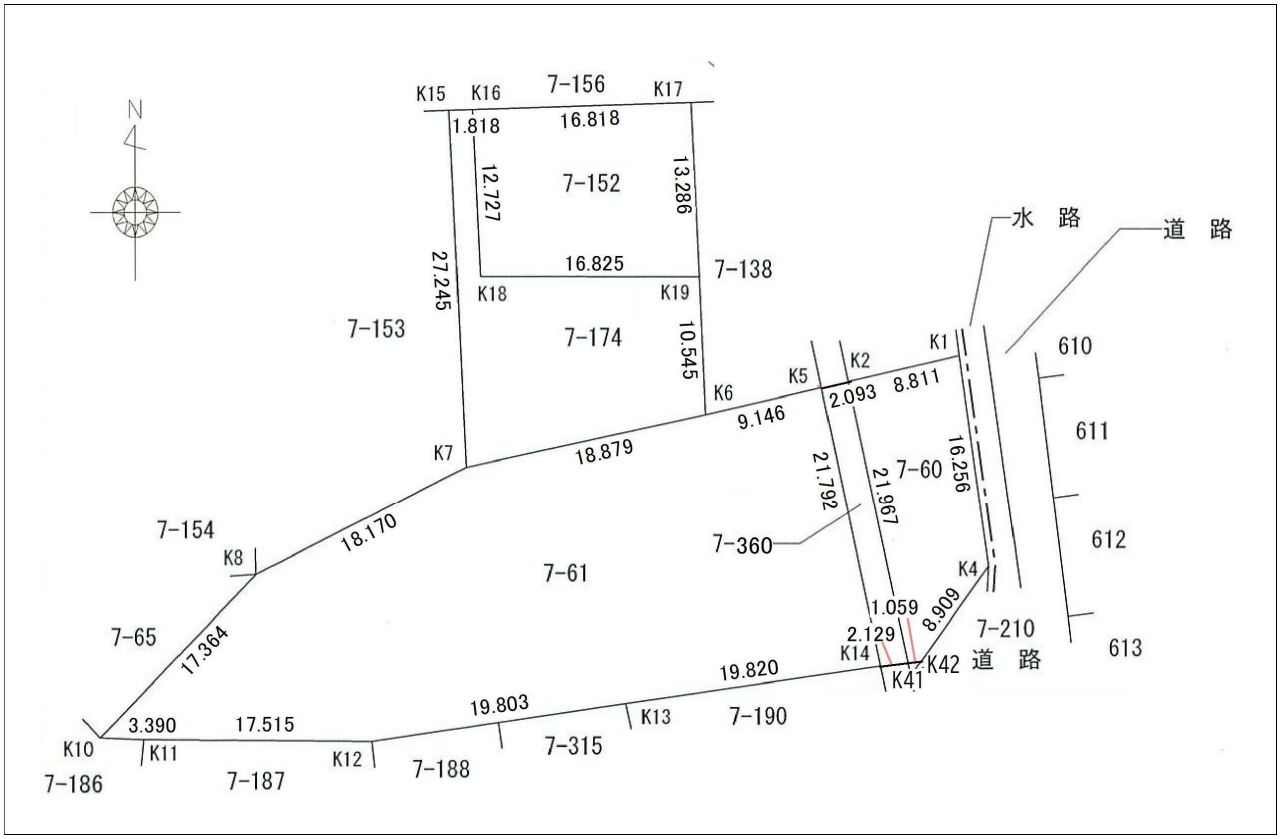

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市 9	天白区天白町大字平針 字大根ケ越 220 番 1	畑	763	58	90,607,167

接面道路の幅員等		西側で幅員約 4mの建築基準法第42条第2項に規定する2項道路（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線　「平針」駅より南方へ		約 0.8km
		バス	市営バス　「平針小学校」停留所より南東方へ		約 0.3km
供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド㈱　天白営業所		0120-929-479
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク㈱		0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の西方へ		約 3.3km
		平針小学校	物件の北西方へ		約 0.6km
		平針中学校	物件の南西方へ		約 1.1km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積は 763㎡です。
・フェンス、フェンス基礎、木柵、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・本地東側にＮＴＴ㈱の引込柱が、西側接面道路に中部電力パワーグリッド㈱の電柱があります。いずれも移設について本市は対応しません。
・登記地目が畑のため、売買契約締結前に農地法第 3条の規定による許可または農地法第 5条の規定による届出の受理が必要です。詳細については、名古屋市農業委員会事務局 東部・緑農政課（℡052-625-3932）にお問い合わせください。
・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。
・西側接面道路（市道平針 4号線）の幅員は平均 2mです。
・西側接面道路は、実測の結果が幅員 4.0m未満の場合は敷地の後退が必要です。詳細については、住宅都市局建築指導課道路審査担当（℡052-972-2928）にお問い合わせください。

担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉


あしおか歯科クリニック
御嶽神社
BOOK OFF
ピアゴ
龍淵寺
カトリック平針教会
平針五丁目北
平末商店
ゴルフ5
鶴舞線
平針駅
名古屋デンタル衛生士学院
平針
平針5
秀傳寺
山田米穀店
一乗院
平針小
平針欠下
宇井こどもクリニック
太田内科クリニック
市 9
天白町大字平
アネシア平針
コルティーレマルフク
針名神社
ローソン
メゾンホープ
中平3
若草書芸院
大根
(C)2024ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

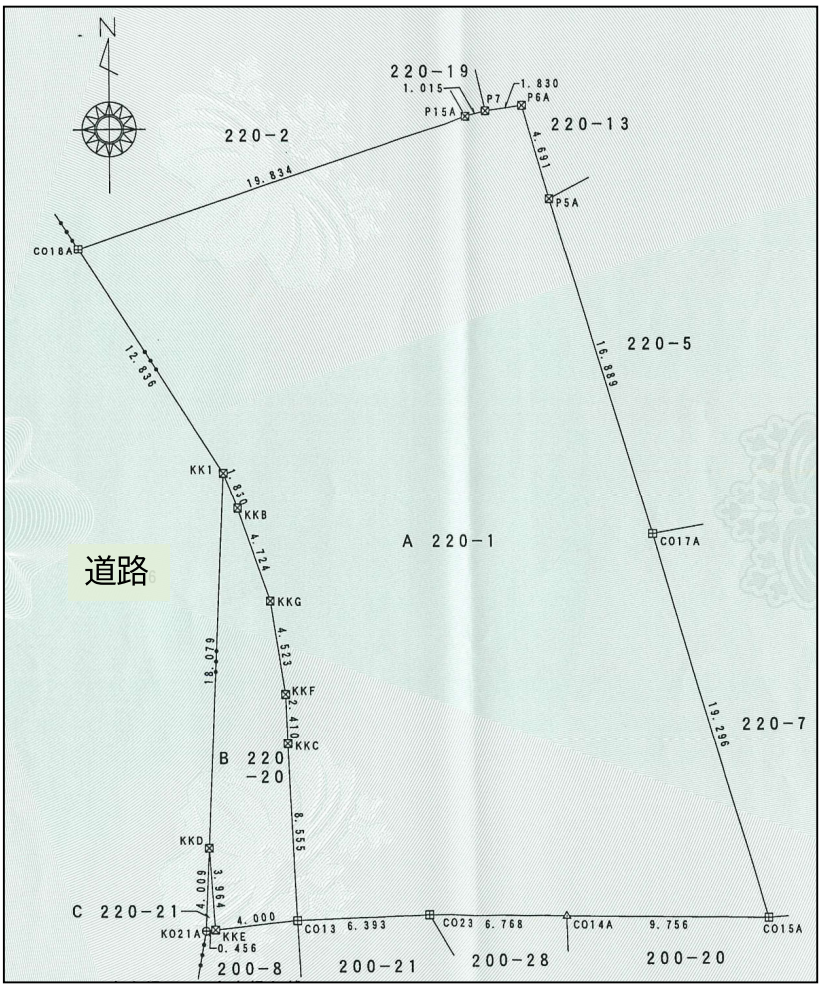
N
220−19
1.015
P15A
P7
1.830
P6A
220−13
4.691
P5A
220−2
19.834
CO18A
220−5
16.899
12.836
KK1
8.10
KKB
4.724
KKG
4.533
KKF
2.410
KKC
18.079
道路
A 220−1
CO17A
220−7
19.296
B 220
−20
8.555
KKD
3.964
4.009
C 220−21
4.000
KO21A
KKE
0.456
CO13 6.393
CO23 6.768
CO14A 9.756
CO15A
200−8
200−21
200−28
200−20

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）	売却価格（円）
市 10	天白区天白町大字八事 字山田 24 番 316 24 番 365 24 番 375	 山林 山林 山林	 135 24 129 01 81 97 計 346 22	9,451,806

接面道路の幅員等		北側で幅員約 4.0m の私道（舗装済、建築基準法の道路ではない）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m 高度地区
	その他法制限	第 1 種風致地区、外壁後退距離 1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外			
交通機関		鉄　　道	地下鉄鶴舞線　「塩釜口」駅より北方へ　約 1.0km		
		バ　　ス	市営バス　「大坪二丁目」停留所より北西方へ　約 0.5km		

供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号
	電　気	前面道路配線 有	中部電力パワーグリッド㈱　天白営業所　0120-929-479
	ガ　ス	前面道路配管 有	東邦ガスネットワーク㈱　0570-010104
	上水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局　南部営業ｾﾝﾀｰ　052-899-5155
	下水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局　南部営業ｾﾝﾀｰ　052-899-5155

公共施設	天白区役所	物件の南方へ　約 2.4km
	大坪小学校	物件の南東方へ　約 0.7km
	御幸山中学校	物件の南西方へ　約 1.6km

参考事項	・地積は実測地積で、公簿地積は 345 ㎡です。 ・フェンス・フェンス基礎、コンクリートブロック土留め、コンクリート擁壁等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。 ・北側の道路は建築基準法上の道路に該当しないため建物の建築はできません。ただし、道路位置指定の申請をし指定された場合、若しくは建築基準法第43条第2項第2号の許可を得られた場合はこの限りではありません。なお、建築基準法第43条第2項第2号の許可申請にあたっては、位置指定道路の検討など手順を踏む必要があります。詳細については、住宅都市局建築指導課道路審査担当（℡052-972-2928）にお問い合わせください。なお、道路位置指定の申請及び建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する事項について、本市（売主）は対応しません。 ・特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札を検討される場合、事前に不動産業者等と相談するなど十分な調査のうえ申込みください。

・本地（24番 365）と南側隣接地（67番27、67番31）の境界線上にコンクリートブロック擁壁があり、その所有権について隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。 ・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・本地北東角の接面道路に中部電力パワーグリッド㈱の電柱があります。設置者との移設協議は行っていません。 ・本地は北東から南西に向かって傾斜し高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（℡052-972-2919）にお問い合わせください。	
担　当　課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉


裏山
あおきクリニック
東八事霊苑
天白町大字八事
北大坪
正者石材店
フォレストメゾン天白渓
山田
市 10
ユーハウス八事東
ホリベ歯科
天白渓下池公園
メゾン大坪
名城大学薬学部薬草園
共通講義棟北
大坪小
八事病院
植田大坪公園
名城大天白キャンパス
ヴィレッジヴ
富士ハイツ
塩釜口2
クリーブランドハイツ
植田西1
名城大学前
清水産婦人科
植田1
植田西クリニック
第一泉館
鶴舞線
塩釜口駅
フェイムズ
稲葉山公
幸山中
(C)2025ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

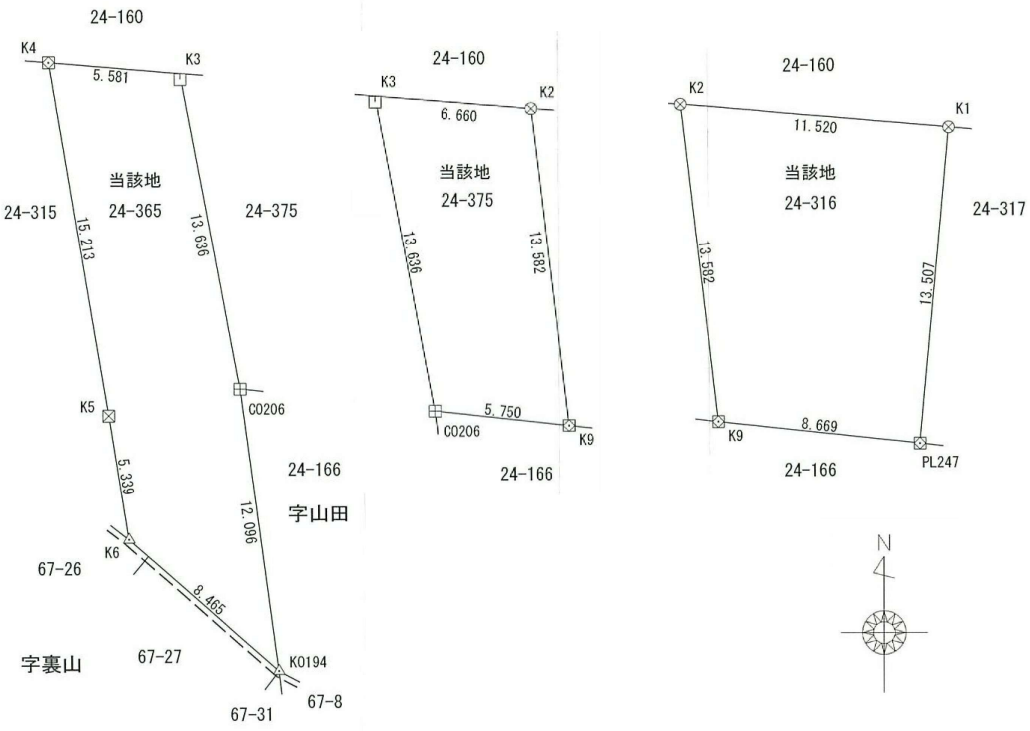
24-160
K4
K3
5.581
当該地
24-315
24-365
24-375
15.213
13.636
K5
C0206
5.339
24-166
字山田
12.096
K6
67-26
8.465
字裏山
67-27
K0194
67-31
67-8
24-160
K3
K2
6.660
当該地
24-375
13.636
13.582
5.750
C0206
K9
24-166
24-160
K2
K1
11.520
当該地
24-316
24-317
13.582
13.507
K9
8.669
PL247
24-166
N

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市 11	天白区天白町大字八事 字山田 24 番 514	山林	472	02	34,551,864

接面道路の幅員等		西側で幅員約4.4mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40％	容 積 率	60％
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線　「塩釜口」駅より北方へ		約 0.9 km
		バス	市営バス　「大坪二丁目」停留所より北東方へ		約 0.2km
供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド(株)　天白営業所		0120-929-479
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク(株)		0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の南方へ		約 2.3 km
		大坪小学校	物件の南方へ		約 0.3 km
		御幸山中学校	物件の南西方へ		約 1.5 km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積は 472 ㎡です。
・木杭、樹木、金属フェンス、コンクリートブロック塀、コンクリート擁壁等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。
・本地東側及び南側の一部は、隣接地より 4～ 5m高くなっており、コンクリート擁壁が設置されています。擁壁の強度確認は行っていません。
・本地は過去に宅地造成等規制法の許可を受けた履歴はありますが、再度許可を受ける必要が生じる場合があります。詳細については、住宅都市局開発指導課（℡ 052-972-2733）にお問い合わせください。
・特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札を検討される場合、事前に不動産業者等と相談するなど十分な調査のうえ申込みください。
・本地の西側の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。詳細については、愛知県尾張建設事務所維持管理課（℡ 052-961-4419）にお問い合わせください。
・本地の東側及び南側の一部が隣接地と高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。また、本地西側の接面道路を隔てた土地（24 番 509、24 番 510）が急傾斜地であることから、がけ条例により建物の計画に制限を受ける場合があり

	ます。 がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（℡052-972-2919）にお問い合わせください。 ・本地南東側隣接地（24 番 328、25 番 3）の「土留めブロック、コンクリートのたたき」の一部が本地に越境しています。 本地南側隣接地（24 番 301）の生垣の一部が本地に越境しています。 本地北側隣接地（24 番 333）の「コンクリート擁壁、張り出しコンクリート、コンクリートブロック塀、金属フェンス」の一部が本地に越境しています。 いずれの越境についてもそれぞれの隣地所有者と覚書を締結しています。 ・本市所有の「集水桝、排水パイプ」の一部が、本地東側隣接地（25 番 1、25 番 7）に越境していますが、覚書は締結していません。
担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



裏山
あおきクリニック
東八事霊苑
天白町大字八事
北大坪
市 11
正者石材店
山田
裏山
ユーハウス八事東
天白渓下池公園
ホリベ歯科
メゾン大坪
名城大学薬学部薬草園
大坪小
共通講義棟北
八事病院
植田大坪公園
ヴィレッジヴ
名城大天白キャンパス
富士ハイツ
塩釜口2
クリーブランドハイツ
植田西1
名城大学前
清水産婦人科
植田1
植田西クリニック
第一泉館
鶴舞線
塩釜口駅
フェイムズ
(C)2025ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

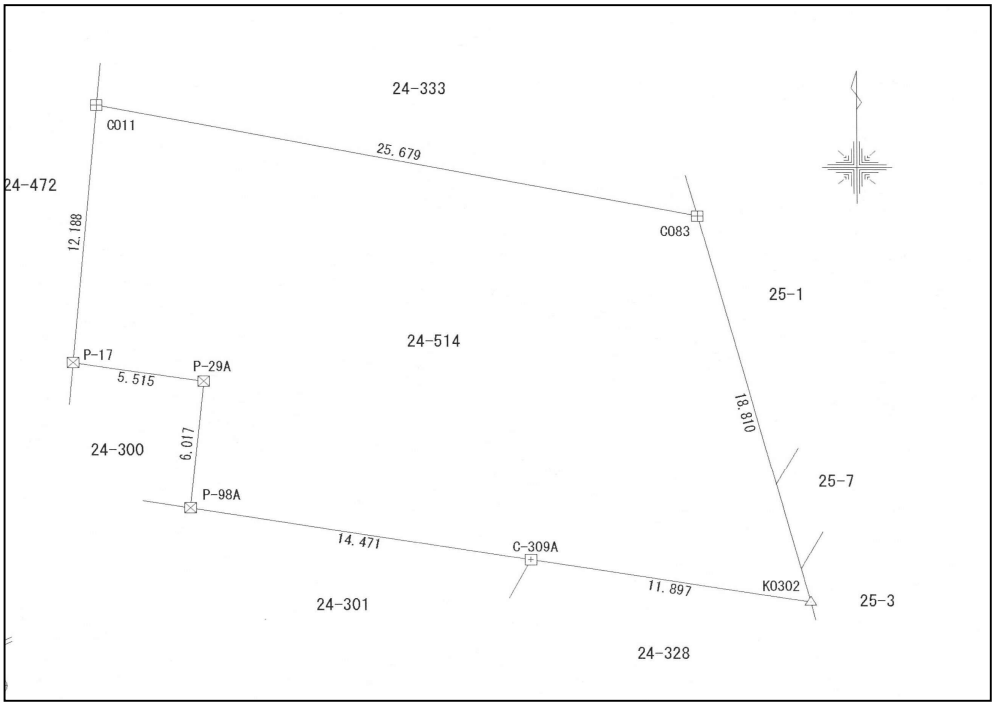

24-333
C011
25.679
24-472
12.188
C083
25-1
24-514
P-17
P-29A
5.515
18.810
24-300
6.017
25-7
P-98A
14.471
C-309A
11.897
K0302
25-3
24-301
24-328

物 件 説 明 書

番号	所 在 地 番	登記地目	地積（㎡）		売却価格（円）
市 12	天白区天白町大字八事字山田 24 番 535	山林	180	17	9,098,585

接面道路の幅員等		北側で幅員約3.0mの建築基準法第42条第 2項に規定する 2項道路（未舗装）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区　　域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40％	容 積 率	60％
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、周知の埋蔵文化財包蔵地			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線　「塩釜口」駅より北方へ		約 1.1 km
		バス	市営バス　「大坪二丁目」停留所より北東方へ		約 0.4km
供給処理施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電　気	前面道路配線　有	中部電力パワーグリッド(株)　天白営業所		0120-929-479
	ガ　ス	前面道路配管　有	東邦ガスネットワーク(株)		0570-010104
	上水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
	下水道	前面道路配管　有	名古屋市上下水道局　南部営業センター		052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の南方へ		約 2.4 km
		大坪小学校	物件の南方へ		約 0.6 km
		御幸山中学校	物件の南西方へ		約 1.7 km

参考事項

・地積は実測地積で、公簿地積は 180 ㎡です。
・木杭、金属柵、樹木等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。
・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。
・本地は周知の埋蔵文化財包蔵地（H-117 号窯）に該当します。土木事業を実施する場合、文化財保護法に基づいて届出・通知を教育委員会文化財保護課に提出してください。詳細については教育委員会文化財保護課（℡052-253-9279）にお問い合わせください。
・本地は北から南に向かって傾斜し高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（℡052-972-2919）にお問い合わせください。
・本地の接面道路より低いことから、雨水等の排水は南側の民地を介して公道に流す必要があります。
・接面道路が幅員 4.0m未満の場合は、敷地の後退が必要です。詳しくは住宅都市局建築指導課道路審査担当（℡052-972-2928）にご相談ください。

担 当 課	財政局財産管理課　℡052-972-2318

（注）物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉


市 12
裏山
あおきクリニック
東八事霊苑
天白町大字八事
北大坪
正者石材店
フォレストメゾン天白渓
山田
裏山
ユーハウス八事東
ホリベ歯科
天白渓下池公園
メゾン大坪
名城大学薬学部薬草園
大坪小
共通講義棟北
八事病院
植田大坪公園
名城大天白キャンパス
富士ハイツ
塩釜口2
クリーブランドハイツ
植田西1
名城大学前
清水産婦人科
植田1
植田西クリニック
第一泉館
鶴舞線
塩釜口駅
フェイムズ
稲葉山公園
御幸山中
(C)2025ZENRIN(Z08E-第905号)

〈詳細図〉

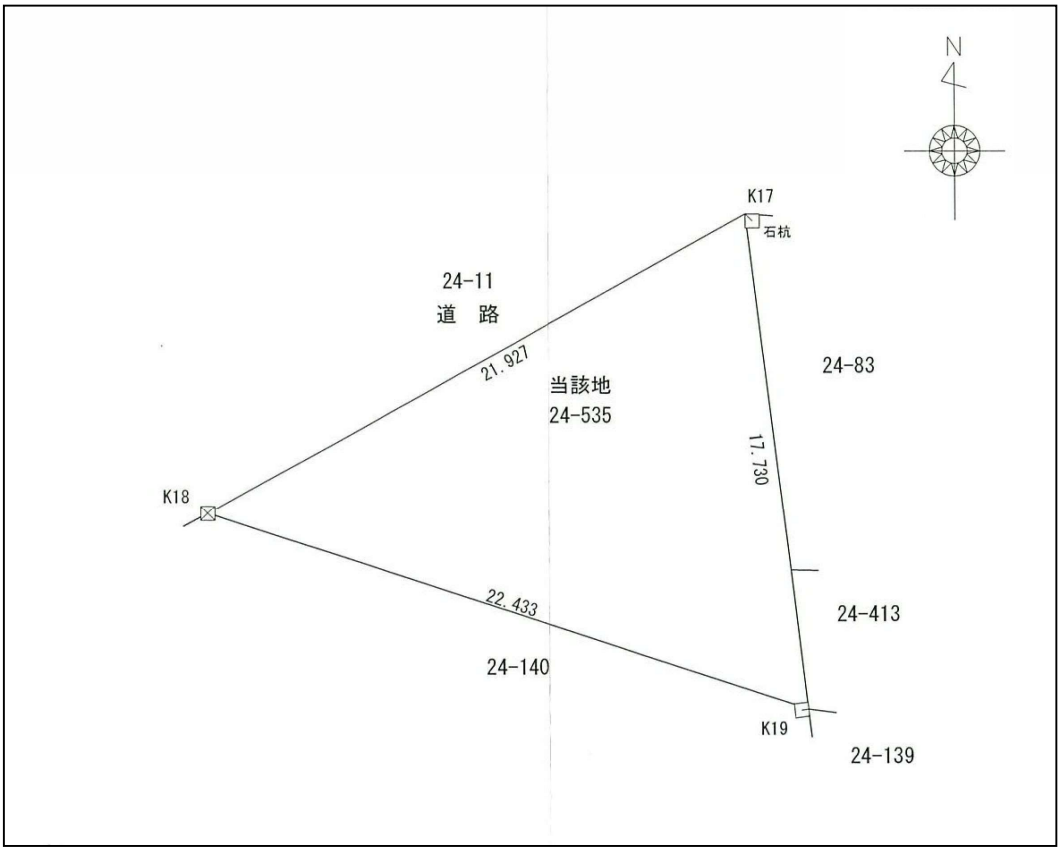
N
K17
石杭
24-11
道 路
21.927
当該地
24-535
24-83
17.730
K18
22.433
24-413
24-140
K19
24-139

売　買　契　約　書(ひな形)

売払人名古屋市（以下「売払人」という。）と買受人　　（以下「買受人」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、末記表示のとおりとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　円とする。

※　第４条、第５条及び第６条は売買代金の納付方法により、次の２通りとなります。

①契約時に売買代金を一括納付する場合

（契約保証金）

第４条　契約保証金は免除とする。

（売買代金の納付）

第５条　買受人は、本契約締結までに、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付後、本契約締結をもって買受人に移転する。

②契約時に契約保証金を納付し、後日売買代金を納付する場合

（契約保証金）

第４条　買受人は、本契約締結までに、契約保証金として金　　円を売払人の発行する保証金納付書により、売払人に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、買受人が次条に定める義務を履行したときは買受人の請求により遅滞なく売払人が返還するものとし、これを履行しないときは売払人に帰属するものとする。

３　第１項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

４　売払人は、買受人の申し出がある場合は、第１項に定める契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

（売買代金の納付）

第５条　買受人は、本契約を締結した日から20日以内に、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したとき、買受人に移転する。

（売買物件の引渡し）

第７条　売買物件の売払人から買受人への引渡しは、前条の所有権の移転と同時に、現状有姿でこれを完了したものとする。

（所有権移転登記）

第８条　売買物件の売払人から買受人への所有権移転登記は、売払人が行う。

２　所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　買受人は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から２年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。

※　物件番号　市 2、市 3、市 4、市 9、市10については、次のとおり追加されます。

（地下埋設物等に係る確認）

第９条の２　買受人は、売払人が実施した名古屋市有地の地下埋設物調査の調査報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、地下埋設物の撤去を行う場合には買受人の負担において実施するものとする。

２　売払人が買受人に売買物件を引き渡した後、前項の調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

※　物件番号　市 1については、次のとおり追加されます。

（土壌汚染に係る確認）

第９条の２　買受人は、売払人が実施した名古屋市有地の土壌汚染調査の調査報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、土壌の入換え・撤去を行う場合には買受人の負担において実施するものとする。

２　売払人が買受人に売買物件を引き渡した後、前項の調査報告書で把握していない土壌汚染が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途の禁止）

第10条　買受人は、本契約を締結した日から起算して５年を経過する日までの間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

2　買受人は、指定期間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

※　第10条の２は物件により、次のとおり追加されます。

①物件番号　市１

（越境の解消）

第10条の２　売払人は、将来行う南東側及び南西側道路、並びに南側の街園通路の改良工事に合わせて、売払人の負担において、当該道路等のＬ字側溝の一部及び境界ブロックの一部の越境状態を解消しなければならない。

2　買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の内容を書面によって継承させるものとする。

②物件番号　市２

（越境の解消）

第10条の２　売払人は、将来行う北側及び南側道路の改良工事に合わせて、売払人の負担において、当該道路のＬ字側溝の一部及び境界ブロックの一部の越境状態を解消しなければならない。

2　買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の内容を書面によって継承させるものとする。

（越境解消の義務）

第10条の３　買受人は、売買物件を使用する際に、買受人の負担において、フェンス及びフェンス基礎を撤去し、西側隣接地への越境状態を解消しなければならない。

2　買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の義務を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、前項の内容を遵守させなければならない。

（違約金）

第11条　買受人は、第10条に定める義務に違反したときは、第３条に定める売買代金の10分の3（円未満切捨て）に相当する額を違約金として売払人に納付しなければならない。

（契約の解除）

第12条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第13条　売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

2　売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3　売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（原状回復義務）

第14条　買受人は、第12条の規定により売払人が解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　買受人は、前項により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の買受人から売払人への所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

（損害賠償）

第15条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第16条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（疑義の決定）

第17条　本契約に関し疑義のあるときは、売払人買受人協議のうえ決定し、売払人買受人間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広 沢　一 郎　　印

買受人

㊞

記

種別	所　在　地　番	登記地目	地積（㎡）
土地			

公 有 財 産 買 受 申 込 書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広 沢　一 郎

（申込者）住 所
氏 名（フリガナ）
電話番号

※ 申込書には押印不要です。
※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所 在 地 番			
地　　目		地　　積	
売 却 価 格			
売買代金の納 付 方 法	（選択される方に○をつけてください） ア　全額一括納付　　イ　契約保証金前納		
使 用 目 的	（個人住宅、会社事務所など具体的にご記入ください。）		
契約希望日	令和　　年　　月　　日		

＜備考＞

① 申込後の名義変更、買受希望地の変更、申込みの取り下げは一切できません。

② 必要書類の添付されていないものは受付けできません。

③ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

④ 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、契約の公表に同意いただいたものとみなします。

切り取り線

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

名古屋市長　広 沢　一 郎

住 所

氏 名（フリガナ）

※　誓約書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

公有財産買受申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓　約　事　項

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

（1）契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第 1項各号に掲げる者

（2）次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（3）次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

（4）公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の者

（5）公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

（6）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

（7）暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

（8）役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

（9）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（10）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（11）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

（12）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

切り取り線

承諾書　市 2、市 3、市 4、市 9、市10

承　諾　書（市 2、市 3、市 4、市 9、市10）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

住 所
(フリガナ)
氏 名

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）

切り取り線

2　承諾事項

（1）名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。

（2）地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（3）地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 2、市 3、市 4、市 9、市10の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承諾書　市１

承　諾　書（市 1）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

住 所
(フリガナ)
氏 名

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2　承諾事項

（1）買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の南東側の道路及び南側の街園通路のＬ字側溝の一部、並びに南西側の道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。

（2）買受人は、名古屋市が将来行う当該道路等の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 1の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

切り取り線

承諾書　市 2

承　諾　書（市 2）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

住 所
(フリガナ)
氏 名

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 2	港区多加良浦町三丁目34番1、35番1、35番2、35番3、35番4	宅地	365 39

2　承諾事項

（1）買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の北側道路のＬ字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。

（2）買受人は、名古屋市が将来行う当該道路の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 2の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

切り取り線

承諾書　市１

承　諾　書（市 1）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

住 所
氏 名（フリガナ）

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2　承諾事項

（1）名古屋市が実施した土壌汚染調査報告書に記載がある土壌汚染について土壌の入換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。

（2）土壌汚染調査報告書に記載がない土壌汚染が発見された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 1の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

切り取り線

承諾書　市10

承　諾　書（市10）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

住 所
氏 名（フリガナ）

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市10	天白区天白町大字八事字山田 24番316、24番365、24番375	山林	346 22

2　建築に必要な手続きについて

位置指定道路の設置等の検討、建築基準法第43条第2項第2号の許可など建築に必要な手続きについて事前に確認した。

（手続きの確認を行った日時と部署）

日時＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日時＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　承諾事項

（1）位置指定道路の設置等や建築許可に関する事項について、名古屋市（売払人）は対応しないこと。

（2）建築ができないことを理由にした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

＜備考＞

1　この承諾書は、物件番号　市10の物件の申込みを希望し、建築を行う可能性がある場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。

2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

切り取り線

法人役員に関する調書

商号又は名称	
所　在　地	

役 職 名	（フ リ ガ ナ） 氏　　名	生年月日	性別	住　　所
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		

※　法人の役員について記載してください。

切り取り線

記載例（公有財産買受申込書）

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

公 有 財 産 買 受 申 込 書

令和〇年〇月〇日

（あて先）
名 古 屋 市 長　広 沢　一 郎

個人の場合　住 所　〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
（フリガナ）
氏 名　名古屋（ナゴヤ）　花子（ハナコ）

法人の場合　住 所　〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
（フリガナ）
氏 名　名古屋株式会社（ナゴヤカブシキガイシャ）
代表取締役（ダイヒョウトリシマリヤク）　名古屋（ナゴヤ）　太郎（タロウ）

電話番号　（〇〇〇）〇〇〇－〇〇〇〇

※ 申込書には押印不要です。
※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所 在 地 番	〇〇区〇〇〇丁目〇〇番		
地　　目	〇〇	地　　積	〇〇.〇〇㎡
売 却 価 格	￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
売買代金の納 付 方 法	（選択される方に〇をつけてください） ㋐　全額納付　　イ　契約保証金前納		
使 用 目 的	（個人住宅、会社事務所など具体的にご記入ください。） 戸建住宅用地		
契約希望日	令和 〇年 〇月 〇日		

＜備考＞
① 申込後の名義変更、買受希望地の変更、申込みの取り下げは一切できません。
② 必要書類の添付されていないものは受付けできません。
③ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。
④ 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、契約の公表に同意いただいたものとみなします。

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

記載例(誓約書)

誓　約　書

令和〇年〇月〇日

（あて先）
名古屋市長　広 沢　一 郎

個人の場合

住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤ　ハナコ
名古屋　花子

法人の場合

住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤカブシキガイシャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク　ナゴヤ　タロウ
代表取締役　名古屋　太郎

※　誓約書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

公有財産買受申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓　約　事　項

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
(1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第 1項各号に掲げる者
(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
キ　アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
(4) 公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の者
(5) 公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(10)役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
(11)役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
(12)役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例（承諾書　市 2、市 3、市 4、市 9、市10）

※ 物件番号　市 2、市 3、市 4、市 9、市10 を申込みされる方のみご提出ください。

承　諾　書

令和〇年〇月〇日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合　（申込者）　住　所　〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

（フリガナ）
氏　名　名古屋　花子（ナゴヤ　ハナコ）

法人の場合　（申込者）　住　所　〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

（フリガナ）
氏　名　名古屋株式会社（ナゴヤカブシキガイシャ）
代表取締役（ダイヒョウトリシマリヤク）　名古屋（ナゴヤ）　太郎（タロウ）

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）	
市 〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番	〇〇	〇〇〇	〇〇

2　承諾事項

（1）名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。

（2）地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（3）地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 2、市 3、市 4、市 9、市10の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

記載例（承諾書　市 1）

※ 物件番号　市 1を申込みされる方のみご提出ください。

承　諾　書（市 1）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤ　ハナコ　名古屋　花子

法人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤカブシキガイシャ　名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク　ナゴヤ　タロウ　代表取締役　名古屋　太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2　承諾事項

（1）買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の南東側の道路及び南側の街園通路のＬ字側溝の一部、並びに南西側の道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。

（2）買受人は、名古屋市が将来行う当該道路等の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 1の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

記載例（承諾書　市 2）

※物件番号　市 2を申込みされる方のみご提出ください。

承　諾　書（市 2）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤ　ハナコ　名古屋　花子

法人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
(フリガナ)
氏 名　ナゴヤカブシキガイシャ　名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク　ナゴヤ　タロウ　代表取締役　名古屋　太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 2	港区多加良浦町三丁目34番1、35番1、35番2、35番3、35番4	宅地	365 39

2　承諾事項

（1）買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の北側道路のＬ字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。

（2）買受人は、名古屋市が将来行う当該道路の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 2の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承諾書　市 1

※ 物件番号　市 1を申込みされる方のみご提出ください。

承　諾　書（市 1）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
（フリガナ）
氏 名　ナゴヤ　ハナコ　名古屋　花子

法人の場合
住 所　〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
（フリガナ）
氏 名　ナゴヤカブシキガイシャ　名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク　ナゴヤ　タロウ　代表取締役　名古屋　太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2　承諾事項

（1）名古屋市が実施した土壌汚染調査報告書に記載がある土壌汚染について土壌の入換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。

（2）土壌汚染調査報告書に記載がない土壌汚染が発見された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市 1の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承諾書　市10

※　物件番号　市10 を申込みされる方のみご提出ください。

承　諾　書（市10）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合　（申込者）　住　所　〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
（フリガナ）　ナゴヤ　ハナコ
氏　名　名古屋　花子

法人の場合　（申込者）　住　所　〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
（フリガナ）　ナゴヤカブシキガイシャ
氏　名　名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク　ナゴヤ　タロウ
代表取締役　名古屋　太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※　承諾書には押印不要です。
※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1　買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市10	天白区天白町大字八事字山田 24番316、24番365、24番375	山林	346 22

2　建築に必要な手続きについて
位置指定道路の設置等の検討、建築基準法第43条第2項第2号の許可など建築に必要な手続きについて事前に確認した。
（手続きの確認を行った日時と部署）

日時　令和8年〇月〇日　　部署　〇〇局〇〇部〇〇課

日時　　部署

3　承諾事項
（1）位置指定道路の設置等や建築許可に関する事項について、名古屋市（売払人）は対応しないこと。
（2）建築ができないことを理由にした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

＜備考＞
1　この承諾書は、物件番号　市10の物件の申込みを希望し、建築を行う可能性がある場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
2　連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

記載例(法人役員に関する調書)

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社
所　在　地	○○市○○区○丁目○○番○○号

役職名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	性別	住　所
代表取締役	(ナゴヤ　タロウ) 名古屋　太郎	T・Ⓢ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ　ハナコ) 名古屋　花子	T・Ⓢ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ　ジロウ) 愛知　次郎	T・Ⓢ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ　サブロウ) 公社　三郎	T・Ⓢ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・ ・		
	(　　)	T・S・H・ ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		

代表役員については、現在事項全部証明書に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。
なお、申込を支配人名で行う場合は、支配人についても、この書類に記載してください。

※　法人の役員について記載してください。

市役所位置図

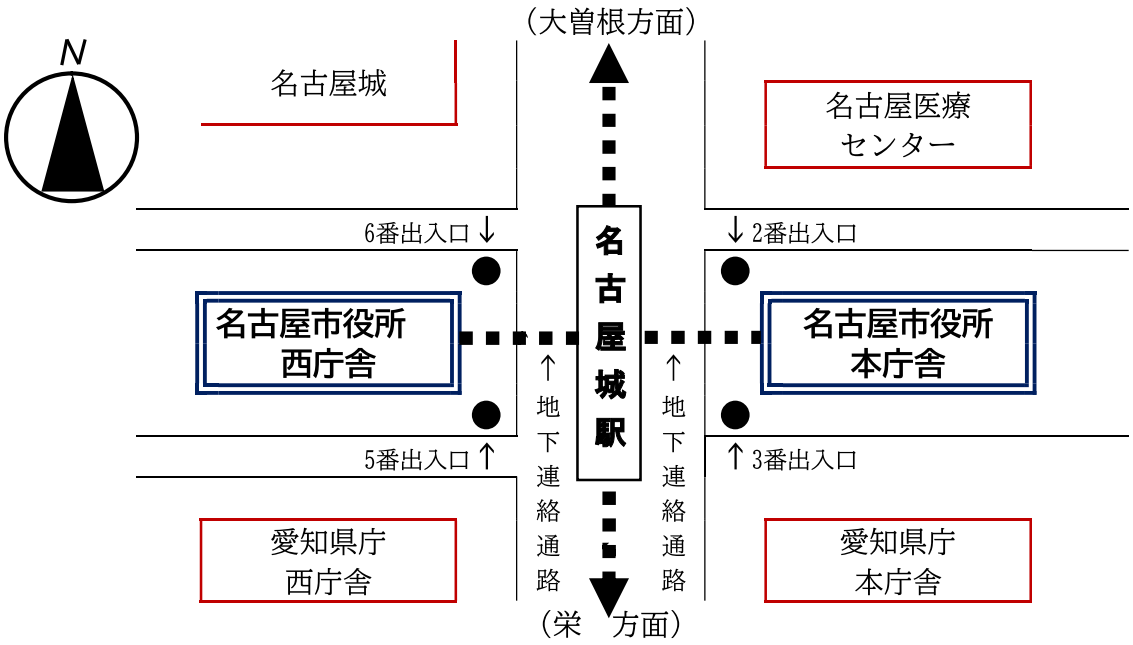

地下鉄路線図

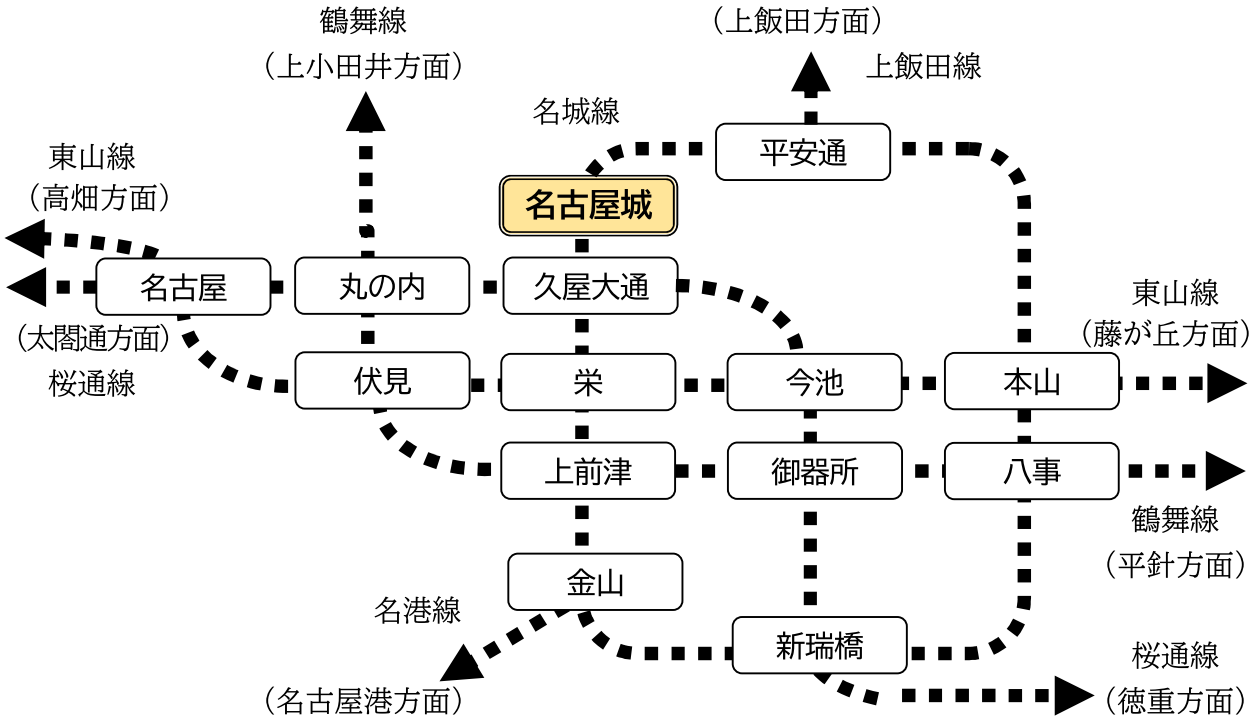

市役所を通る主なバス路線

■基 幹 2　（栄～市役所～引山・四軒家）
■基 幹 2　（名古屋駅～市役所～猪高車庫）
■名駅14　（名古屋駅～市役所～大曽根）
■栄　１１　（栄～市役所～如意車庫前・如意住宅・平田住宅）
■栄　２５　（栄～市役所～名塚中学・名西橋）

お問い合わせ先

〒460－8508　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号		
担当課	事務室	TEL・FAX
財政局財産管理課	市役所本庁舎 3階	TEL　052-972-2318 FAX　052-972-4122
午前 8時45分から午後 5時30分まで （土曜日、日曜日、祝日を除く。）		

名古屋市公式ウェブサイトから物件説明書、現地写真、公有財産買受申込書などをダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ（https://www.city.nagoya.jp）＞市政情報＞公売・売払い・貸付物件＞市有物件の売払い・貸付け＞市有地の売払い

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。